

組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会

## OV・EV証明書の組織確認について

---

# EV・OV証明書の概要とeシール用電子証明書との関連性

## <OV・EV証明書概要>

サーバ証明書種類	概要	主な利用サイト
OV (Organization Validation) 証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>ドメイン使用权に加え、<b>サイト運営組織の商業登記上の実在性</b>と組織の申請意思を確認</li><li>サイト運営者なりすまし防止として有効</li></ul>	金銭授受がないWebサービスサイト コーポレートサイト、ニュース・情報検索・ナビゲーションサイト、動画・音楽視聴サイト、ソーシャルメディアサイトなど
EV (Extended Validation) 証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>厳格な実在性確認 (<b>商業登記上の確認に加え物理的・運営的な存在性を確認</b>) 及び申請意思確認 (申請者の役職と権限の確認を含む) を経て発行</li><li>金銭取引が存在するWebサービスサイトで活用</li></ul>	金銭授受があるWebサービスサイト ネットショッピングサイト、インターネットバンキングサイト、オンライン証券サイト、フィッシング詐欺に狙われやすいブランドサイト

## <「OV・EV証明書」と「eシール用電子証明書」との関連性>

1. インターネット上における「なりすまし」を防止
2. 上記 1. の事由から、証明書発行対象組織の「実在性確認」が必須
3. 商業登記上の実在性に加え、「物理的」および「運営的」実在性の確認が必要

# CA/Browser Forumと2つの重要文書

## <CA/Browser Forum>

2005年にhttps採用サイトのユーザインターフェース向上を目的に関連業界（ブラウザ・認証局・監査機関など）が、新規格に基づくサーバ証明書仕様策定を趣旨として設立

## <EV証明書発行管理ガイドライン>

CA/Browser Forumが認証プロセスを厳格化したEV証明書発行管理ガイドライン『Guidelines For The Issuance And Management Of Extended Validation Certificates』（以下EV証明書GL）を策定

### ➤ 8.1. Issuance of EV Certificates（EV証明書の発行）

EV証明書GL及びBaseline Requirementsの要求を満たすことを条件にCAはEV証明書を発行してよい[MAY]

### ➤ 11. Verification Requirements（確認要件）

11.2. 申請者の法的存在と身元確認、11.4. 申請者の物理的存在確認、11.6. 申請者の運営存在確認、11.8. 契約書署名者及び認証書承認者の氏名、役職及び権限の確認、11.9. 加入者契約書及びEV証明書要求書への署名・押印の確認、など

## <Baseline Requirements>

EV証明書GLに基づくEV証明書提供開始以降、OV・DV証明書ガイドライン策定機運が高まり、『Baseline Requirements for the Issuance and Management of Publicly-Trusted Certificates』を策定、公知されている

### ➤ 3. Identification and Authentication（識別と認証）

#### ➤ 3.2.2.1 Identity（身分証明）

主体者識別情報に組織名または住所が含まれる場合、認証機関（以下、CA）は組織の身元および住所を確認し、住所が申請主体の存在または運営住所であることを確認する（SHALL）。CAは以下提供文書の少なくとも1つを使用し、または以下の少なくとも1つの通信を通じ、申請主体の身元および住所を確認する。1. 申請者の法的存在、または承認の管轄区域内の政府機関 2. 定期的に更新され、信頼できるデータソースとみなされる第三者のデータベース 3. 認証機関（CA）または認証機関（CA）の代理人として行動する第三者による現地訪問 4. 証明書

# 主要な国内EV証明書発行事業者の確認事項

各社とも、『EV証明書GL』および『Baseline Requirements』に基づいて「発行組織の商業登記に加えて物理的・運営的存在確認」と「申請者役職・権限確認を含む発行組織の申込意思確認」を実施している。

## <証明書発行申請組織の商業登記、及び物理的・事業的存在の確認>

- 証明書発行申請組織の**商業登記上の存在と身元確認**（商業登記簿の確認など）
- 証明書発行申請組織の**物理的存在確認**（第三者機関データベースの照会など）
- 証明書発行申請組織の**運営的存在確認**（第三者機関データベースの照会など）

## <証明書発行申請者役職・権限確認を含む証明書発行申請組織の申込意思の確認>

- 証明書発行申請者の**氏名、役職及び権限の確認**（電話確認など）
- 証明書発行申請者の**意思確認**（電話確認など）

## <参考URL>

- GMOグローバルサイン株式会社  
<https://jp.globalsign.com/introduce/document/>
- サイバートラスト株式会社  
<https://www.cybertrust.co.jp/sureserver/apply/validation-items.html>
- セコムトラストシステムズ株式会社  
[https://www.secomtrust.net/service/pfw/apply/ev/sts\\_1.html](https://www.secomtrust.net/service/pfw/apply/ev/sts_1.html)
- デジサート・ジャパン合同会社  
<https://knowledge.digicert.com/ja/jp/solution/SO23317.html>